

国立大学法人和歌山大学構内交通規制実施規程

制 定 平成25年 3月22日

法人和歌山大学規程 第1390号

最終改正 令和 7年 2月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）構内（栄谷キャンパスに限る。以下「構内」という。）の交通安全を図り良好な教育・研究環境を保持するため、構内における車両の交通規制に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「車両」とは、自動車及び二輪車をいう。
- (2) 「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいう。
- (3) 「二輪車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 「部局」とは、本学組織規則に定める学部等、基幹、機構、附属機関及び事務局各課をいう。

(入構の許可)

第3条 自動車により入構する者（以下「入構者」という。）は、あらかじめ入構許可を受けなければならない。ただし、緊急自動車、郵便車、宅配用自動車等については、入構許可を要しない。

(入構許可資格等)

第4条 入構許可の申請を行うことができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の教職員（非常勤職員を含む。）又はこれに準ずる者。
- (2) 学部等（学部、大学院）に在籍する学生（外国人留学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生を含む。以下同じ。）。ただし、学部学生の1年次生及び2年次生は除く。
- (3) 構内において事業を行うことが認められている事業者の職員又はこれに準ずる者。
- (4) 構内に商用等のため、自動車により入構しようとする者。
- (5) 身体に障害を持つなどの特別の理由がある者。
- (6) その他教育・研究、本学の業務の遂行のため特に必要があると認められる者。

2 入構の許可基準・申請手続は別に定める。

3 入構の許可を受けた者は、他人に入構のために使用するカードを貸与、若しくは譲渡してはならない。

(入構許可期間)

第5条 第3条で定める入構許可の期間は、次のとおりとする。

- (1) 一般入構 入構許可を受けた日から当該許可日の属する事業年度の末日まで
- (2) 一時入構 許可を受けた当日限り

(経費等の負担)

第6条 自動車による入構、駐車整理業務及び設備等に係る経費については、本学が管理の

構内交通規制実施規程

必要から負担するもののほか、入構者の負担とする。

- 2 入構者が負担する額（以下「交通対策協力金」という。）については、別に定める。
- 3 入構者が負担する交通対策協力金については、本学の教育・研究若しくは業務上必要と認められる場合は免除することができる。
- 4 前項の規定により、減免できる者及びその基準については別に定める。

（交通指導員の配置）

第7条 構内の車両の交通指導・整理は、総務担当の理事が指定する者（以下「交通指導員」という。）が行う。

（遵守事項）

第8条 構内において車両を運転する者は、道路交通法に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 自動車は、構内の所定の駐車場への駐車を厳守すること。
- （2） 二輪車は、構内の所定の駐輪場への駐輪を厳守すること。また、駐輪場より奥へ乗入れないこと。
- （3） 車両の最高速度は、時速20キロメートルとすること。
- （4） 歩行者を優先し、その安全を図ること。
- （5） 道路標識及び標示を厳守すること。
- （6） 無免許及び整備不良車の運転並びに追い越し、暴走、急発進・急停車、警笛及び空ふかしその他車両の往来に危険を及ぼすような行為はしないこと。
- （7） 構内での移動には、必要やむを得ない場合を除き車両を使用しないこと。
- （8） 通行に際しては、交通指導員の指示に従うこと。
- （9） その他交通安全、災害防止及び環境保持のため、必要な事項を厳守すること。

（違反者に対する措置）

第9条 この要項に違反した者に次の措置をとる。

- （1） 交通指導員は、違反者に注意又は警告を行う。
 - （2） 交通指導員は、違反自動車のフロントガラス等に注意書又は警告書を貼付する。
 - （3） 交通指導員は、警告書を貼付した場合、その者の所属する部局に報告する。
 - （4） 所属部局は、前号により報告を受けた場合は、違反者について注意を行う。
 - （5） 総務担当の理事は、前号の措置にもかかわらず、なお違反を重ねる場合は、入構許可を取消し、車両による入構を禁止する。
 - （6） 第4条第3項及び虚偽の行為等により入構許可に係る不正を行ったことが判明した者は、直ちに許可を取消し、車両による入構を禁止する。
- 2 総務担当の理事は、前項第5号及び第6号の措置をしたときは、その者の所属する部局に報告する。
 - 3 入構許可を取り消された者は、取り消された日より3か月間は、再申請できない。

（放置車両等の処分）

第10条 ナンバーのない車両及び長期間の放置車両については、一定期間の告知後処分するものとする。

- 2 前項の車両の処分に係る費用は、原則として本人の負担とする。

（事故処理等）

第11条 この規程に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等につ

いては、関係法令の定めるところによる。

- 2 構内において、交通事故を起こした場合は、損害の大小にかかわらず速やかに関係部署等に事故の概要を届け出ること。
- 3 構内における交通事故のため、ガードレール、標識、樹木、植栽、その他器物を破損した場合、原状回復に必要な経費は、事故当事者が支弁しなければならない。
- 4 構内における車両の盗難及びその他一切の事故については、本学は、責任を負わない。

(臨時の規制)

第12条 緊急の事態又は本学の行事等のため、臨時の規制措置を行うことができるものとする。

(事務の所掌)

第13条 交通安全の実施に係る事務は、財務課において関係する部局の協力のもと実施する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、交通規制の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2132号)

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月10日一部改正：法人和歌山大学規程第2219号)

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2567号)

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2792号)

この改正規程は、令和7年2月28日から施行する。